

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第19号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1 略					1 略				
2 <u>公益信託 ニ関スル法 律（大正11 年法律第62 号）</u>	第2条 第1項	公益信託の許可	○		2 <u>信託法（ 大正11年法 律第62号）</u>	第67条	国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益信託（以下この項において「信託」という。）の監督		○
	第3条	公益信託の監督		○		第68条	信託の引受けの許可	○	
	第4条 第1項	公益信託の事務処理の検査及び財産の供託その他必要な処分 <del>の命令</del>	略			第69条 第1項	信託の事務処理の検査及び財産の供託その他必要な処分 <del>の命令</del>	略	
	第5条 第1項	公益信託に係る変更の命令（重要なものに限る。）	○			第70条	信託の条項の変更の認可（重要なものに限る。）	○	
		公益信託に係る変更の命令（重要なものを除く。）		○			信託の条項の変更の認可（重要なものを除く。）		○
	第6条	公益信託に係る信託の変更又は併合若しくは分割の許可	○			第71条	信託の受託者の辞任の許可	略	
	第7条	公益信託の受託者の辞任の許可	略				第72条 及び第 8条第 1項	信託の信託管理人の選任	
	第8条	公益信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は信託管理人の解任	○						

第8条	公益信託の新受託者又は新 信託管理人の選任		○
第8条	公益信託に係る信託財産管 理命令	○	
第8条	公益信託に係る信託財産法 人管理命令	○	
第8条	公益信託の信託管理人の選 任		○
第9条	公益信託の継続の決定	略	
3～99 略			
備考 略			

第72条 及び第 8条第 3項	信託の信託管理人に対する 報酬の支給の決定		○
第72条 及び第 22条第 1項た だし書	信託の信託財産を固有財産 とすることの許可		○
第72条 及び第 47条	信託の受託者の解任	○	
第72条 及び第 48条	信託の信託財産の管理人の 選任その他必要な処分の命 令		○
第72条 並びに 第49条 第1項 及び第 2項	信託の新受託者の選任		○
第72条 及び第 49条第 4項	信託の受託者に対する報酬 の支給の決定（第8条第3 項の準用）		○
第73条	信託の継続	略	
3～99 略			
備考 略			

附 則  
この規則は、平成19年9月30日から施行する。